

**令和 6 年度青森県男女共同参画推進条例の規定に基づく
苦情等申出処理状況年次報告書**

1 申出・処理状況

令和 5 年度に申し出があった継続案件 1 件を処理（完了）。

2 苦情等申出（令和 5 年度第 1 号）に係る処理

（1）処理経過

- ・令和 6 年 2 月 6 日、苦情等申出書受付。
- ・令和 6 年 3 月 27 日から計 3 回、苦情等部会を開催し、調査審議を行った。
- ・令和 6 年 7 月 10 日、苦情等部会から審議結果を申出人及び施策担当課に通知。
- ・令和 6 年 7 月 31 日、施策担当課から苦情等部会へ処理方針が提出された。
- ・令和 6 年 8 月 7 日、苦情等部会から施策担当課の処理方針を申出人に通知。

（2）申出の趣旨

令和 5 年 6 月 29 日に青森県男女共同参画センター（以下「センター」という。）が実施した離婚講座において、子の連れ去りが指南された可能性が高いことから、こうした不適切な内容を含む講座が行われないようなチェック体制の構築及び社会問題化している実子誘拐の撲滅に向けた具体的な施策の検討をお願いします。

（3）審議結果の概要

① 調査結果

苦情等部会における調査審議の結果、申出書の指摘に係る発言が実際になされたとは認定することはできなかったが、センターのホームページに講座内容を掲載する過程で、発言者の確認や上長による事前確認を得るなどの適式な手順の遵守がなされていなかったことから、今後は掲載内容に対するチェック体制が機能するような改善が必要である。

実子誘拐の撲滅に向けた具体的な施策の検討については、今後の国の動向を注視することとする。

② 部会の意見

講座の内容を外部に公表するにあたっては、多様な意見を考慮した上で、内部での適切な手続を履践するように、当部会としては注視していきたい。

また、施策担当課から、センターの指定管理者に対し、ホームページ掲載の過程においてチェック体制が機能するよう改善を求めること。

なお、センターに寄せられた相談のほとんどが女性によるものであることを考慮すると、女性のエンパワーメントの観点から女性を応援する趣旨での講座は今後も重要な位置付けを占めるものと思われる一方で、男性の家事・子育て・介護等への参画を推進する観点からは、男性側の多様なニーズを更に拾い上げることができるよう、今後も講座実施等を引き続き検討されることを期待している。

(4) 施策担当課の処理方針

センターの指定管理者に対し、以下のとおり改善を指示する。

- ① 講座の内容を外部に公表するにあたっては、多様な意見を考慮した上で、内部での適切な手続を履践すること。
- ② ホームページに講座内容を掲載する場合、発言者の確認を得ることや、上長による事前確認を得ることなど、適式な手続を遵守し、掲載内容に対するチェック体制が機能するよう改善すること。
- ③ 講座等の実施にあたっては、女性を応援する趣旨での講座を引き続き実施するとともに、男性の家事・子育て・介護等への参画を推進する観点から、男性側の多様なニーズを更に拾い上げることができるよう、講座実施等を検討すること。